



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） 1
- 都市計画事業の変更の認可（都市公園課） 1
- 選挙管理委員会事項**
- 不在者投票を行うことができる施設の指定内容の変更 2
- 不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し 2

告 示

沖縄県告示第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成28年沖縄県告示第206号で認可した宮古都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年1月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 宮古島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 宮古都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・平5号大道線
- 3 事業施行期間 平成28年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

沖縄県告示第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和63年沖縄県告示第463号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年1月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 宜野湾市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・宜1号野嵩第一公園
- 3 事業施行期間 昭和63年6月17日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定の変更があった。

令和4年1月18日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	変更年月日
(新) 医療法人徳洲会南部徳洲会病院 (旧) 医療法人沖縄徳洲会南部徳洲会病院	八重瀬町字外間171-1番地	令和3年10月1日
(新) 医療法人徳洲会中部徳洲会病院 (旧) 中部徳洲会病院	北中城村字比嘉801番地	令和3年10月1日
(新) 医療法人徳洲会北谷病院 (旧) 医療法人沖縄徳洲会北谷病院	北谷町字上勢頭631番地4	令和3年10月1日
(新) 医療法人徳洲会宮古島徳洲会病院 (旧) 医療法人中部徳洲会宮古島徳洲会病院	宮古島市平良字松原552番地1	令和3年10月1日
(新) 医療法人徳洲会石垣島徳洲会病院 (旧) 石垣島徳洲会病院	石垣市大浜字南大浜446番地の1	令和3年10月1日
障害者支援施設青葉園	(新) 豊見城市字高嶺395番地1 (旧) 糸満市字武富175番地の2	令和2年6月12日

沖縄県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

令和4年1月18日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	取消年月日
介護老人保健施設あけみおの里	名護市字屋部468番地の1	令和3年12月17日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--